

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

※ 港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百四十九号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第四（第十七条の十関係）

一 (略)

二 伊勢湾に係る緊急確保航路

(1) から(6)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(7)から(13)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(7)に掲げる地点と(13)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) (2) (6) (略)

(7) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台（北緯三五度三四秒 東経一三六度四八分六秒）から二二六度三〇分四、三四〇メートルの地点

(8) 伊勢湾灯標（北緯三四度五六分一六秒東経一三六度四七分三三秒）から三三七度一五分三、五一〇メートルの地点

(9) 伊勢湾灯標から二九七度三〇分一、九二二〇メートルの地点

(10) 伊勢湾灯標から三三九度四五分一、四二〇メートルの地点

(11) 伊勢湾灯標から三五八度四五分九五〇メートルの地点

現 行

別表第四（第十七条の十関係）

一 (略)

二 伊勢湾に係る緊急確保航路

(1) から(6)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(7)から(13)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(7)に掲げる地点と(13)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) (2) (6) (略)

(7) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台（北緯三五度三四秒 東経一三六度四八分六秒）から二二六度三〇分四、三四〇メートルの地点

(8) 伊勢湾灯標（北緯三四度五六分一六秒東経一三六度四七分三三秒）から三三七度一五分三、五一〇メートルの地点

(9) 伊勢湾灯標から二九七度三〇分一、九五〇メートルの地点

(10) 伊勢湾灯標から三三九度四五分一、四二〇メートルの地点

(11) 伊勢湾灯標から三五八度四五分九五〇メートルの地点

(12)	伊勢湾灯標から二二二度四五分三、二一〇メートルの地点
(13)	野間埼灯台（北緯三四度四五分二八秒東経一三六度五〇分四〇秒）から三〇一度三〇分八、一二〇メートルの地点
(14)	内海港第四号防波堤灯台（北緯三四度四四分一六秒東経一三六度五一分二九秒）から一八七度四五分七、二七〇メートルの地点
(15)	伊良湖岬灯台（北緯三四度三四分四六秒東経一三七度五八秒）から二九五度一五分四、九三〇メートルの地点
(16)	篠島港西防波堤灯台（北緯三四度四〇分四二秒東経一三六度五九分五五秒）から二三〇度四五分三、五七〇メートルの地点
(17)	師崎港南防波堤灯台（北緯三四度四一分五二秒東経一三六度五八分二九秒）から一二六度四五分六四〇メートルの地点
(18)	大井港口灯標（北緯三四度四三分二五秒東経一三六度五八分一八秒）から一一二度四五分八五〇メートルの地点
(19)	衣浦港東防波堤西灯台（北緯三四度四九分九秒東経一三六度五六分四〇秒）から一八九度一、六六〇メートルの地点
(20)	衣浦港東防波堤西灯台から一六三度三〇分一、七一〇メートルの地点
(21)	大井港口灯標から七五度四五分一、三二〇メートルの地点
(22)	羽島灯標（北緯三四度四一分三四秒東経一三六度五八分二三秒）から一一九度三〇分一、三六〇メートルの地点
(23)	尾張野島灯台から二六九度二、九二〇メートルの地点

(12)	伊勢湾灯標から二二六度四五分一、二四〇メートルの地点
(13)	野間埼灯台（北緯三四度四五分二八秒東経一三六度五〇分四〇秒）から三〇三度四五分七、六七〇メートルの地点
(14)	内海港第四号防波堤灯台（北緯三四度四四分一六秒東経一三六度五一分二九秒）から一八七度四五分七、二七〇メートルの地点
(15)	伊良湖岬灯台（北緯三四度三四分四六秒東経一三七度五八秒）から二九五度一五分四、九三〇メートルの地点
(16)	篠島港西防波堤灯台（北緯三四度四〇分四二秒東経一三六度五九分五五秒）から二三〇度四五分三、五七〇メートルの地点
(17)	師崎港南防波堤灯台（北緯三四度四一分五二秒東経一三六度五八分二九秒）から一二六度四五分六四〇メートルの地点
(18)	大井港口灯標（北緯三四度四三分二五秒東経一三六度五八分一八秒）から一一二度四五分八五〇メートルの地点
(19)	衣浦港東防波堤西灯台（北緯三四度四九分七秒東経一三六度五六分三六秒）から一八六度三〇分一、五八〇メートルの地点
(20)	衣浦港東防波堤西灯台から一六〇度一、六七〇メートルの地点
(21)	大井港口灯標から七五度四五分一、三二〇メートルの地点
(22)	羽島灯標（北緯三四度四一分三四秒東経一三六度五八分二三秒）から一一九度三〇分一、三六〇メートルの地点
(23)	尾張野島灯台から二六九度二、九二〇メートルの地点

(24) 尾張野島灯台から二二一度四五分四、四五〇メートルの地点

(25) 尾張野島灯台から二二二度四、三〇〇メートルの地点

(26) 尾張野島灯台から二一二度四、五三〇メートルの地点

(27) 尾張野島灯台から二一五度三〇分五、一五〇メートルの地点

(28) 尾張野島灯台から二九三度四、〇九〇メートルの地点

(29) 尾張野島灯台から二七二度三〇分二、四〇〇メートルの地点

(30) 尾張野島灯台から二九五度九、一四〇メートルの地点

(31) 伊良湖岬灯台から一七一度二、六一〇メートルの地点

(32) 伊良湖岬灯台から二七二度三〇分二、四〇〇メートルの地点

(33) 神島灯台（北緯三四度三二分五五秒東経一三六度五九分一秒）から九一度二、三四〇メートルの地点

(34) 神島灯台から三五〇度二、六九〇メートルの地点

(35) 神島港北防波堤灯台（北緯三四度三二分五九秒東経一三六度五八分三四秒）から三四六度四五分三、七九〇メートルの地点

(36) 内海港第四号防波堤灯台から一九七度三〇分八、二二〇メートルの地点

(37) 松阪港東防波堤灯台（北緯三四度三六分五九秒東経一三六度三三分四一秒）から七〇度四五分四、一六〇メートルの地点

(38) 松阪港東防波堤灯台から六〇度四五分四、一五〇メートルの地点

(39) 内海港第四号防波堤灯台から一九九度四五分七、六〇〇メートルの地点

野間埼灯台から二九五度九、一四〇メートルの地点

(24) 尾張野島灯台から二二二度四、三〇〇メートルの地点

(25) 尾張野島灯台から二二二度四、四五〇メートルの地点

(26) 尾張野島灯台から二一二度四、五三〇メートルの地点

(27) 尾張野島灯台から二一五度三〇分五、一五〇メートルの地点

(28) 伊良湖岬灯台から二九三度四、〇九〇メートルの地点

(29) 伊良湖岬灯台から二七二度三〇分二、四〇〇メートルの地点

(30) 伊良湖岬灯台から一七一度二、六一〇メートルの地点

(31) 神島灯台（北緯三四度三二分五五秒東経一三六度五九分一秒）から九一度二、三四〇メートルの地点

(32) 神島灯台から三五〇度二、六九〇メートルの地点

(33) 神島港北防波堤灯台（北緯三四度三二分五九秒東経一三六度五八分三四秒）から三四六度四五分三、七九〇メートルの地点

(34) 内海港第四号防波堤灯台から一九七度三〇分八、二二〇メートルの地点

(35) 松阪港東防波堤灯台（北緯三四度三六分五九秒東経一三六度三三分四一秒）から七〇度四五分四、一六〇メートルの地点

(36) 松阪港東防波堤灯台から六〇度四五分四、一五〇メートルの地点

(37) 内海港第四号防波堤灯台から一九九度四五分七、六〇〇メートルの地点

(38) 野間埼灯台から二九六度三〇分八、六五〇メートルの地点

(39) 四日市港防波堤灯台（北緯三四度五六分四四秒東経一三六度三九分四七秒）から九九度三〇分四、九八〇メートルの地点

三 (40) 摂斐川口灯台（北緯三四度五九分五八秒東経一三六度四三分一一秒）から一七三度三〇分三、七七〇メートルの地点
(41) 鬼崎港北防波堤灯台（北緯三四度五四分一七秒東経一三六度四九分一四秒）から二二七度三〇分八、三二〇メートルの地点
(42) 伊勢湾灯標から二三九度一五分四、一六〇メートルの地点
(43) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二二二五度三〇分四、九八〇メートルの地点
(略)

三 (40) 摂斐川口灯台（北緯三四度五九分五八秒東経一三六度四三分一一秒）から一七三度三〇分三、七七〇メートルの地点
(41) 鬼崎港北防波堤灯台（北緯三四度五四分一七秒東経一三六度四九分一四秒）から二二一度三〇分八、四八〇メートルの地点
(42) 伊勢湾灯標から二四六度四五分三、三〇〇メートルの地点
(43) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二二二五度三〇分四、九八〇メートルの地点
(略)